

2023年9月

EditNet プリンテック

いわゆるインボイス制度への当社の対応について

2023年10月から施行されるいわゆるインボイス制度（消費税法の適格請求書方式）について、当社¹は以下の対応を行ってまいりますので、お知らせします。

なお、仕入れや経費の請求書等をインボイス（適格請求書等）として管理する必要があるのは、消費税の課税事業者（事業者として国に直接消費税を納める義務を負う人）ですので²、消費者として当社サービスをご利用の方は、今回の取扱い変更による影響はありません。

また、消費税の簡易課税制度やいわゆる「2割特例」を選択する方（特に、インボイス制度を機に消費税の課税事業者になった方など）は、仕入れ（経費）のインボイスについては通常問題になりません。

お客さまの中にはインボイス制度について不安を感じている方もいらっしゃると思いますが、必要に応じて国税庁の税務相談室や税理士などの専門家に相談するなどしてご対応いただければと思います。

1 当社におけるインボイスの交付方法

当社ではご注文のときにお渡し（お送り）する書面「印刷依頼書（お客様控）」が、主にインボイスとなりますが、お取引の内容によっては、通常お客さまにお渡ししない書面との組合せが必要になることがあります。

お渡しする書面（の組合せ）がインボイスの要件を満たすかどうか、受付の従業員が判断することは困難と考えられるため、インボイスが必要な場合は念のためご注文の際にお知らせください。

¹ 当社の事業のうち、EditNet プリンテックの事業をいいます。EditNet（インターネット接続サービス）については別個に対応を行います。

² 厳密には、その中でも本則課税の適用を受ける人と考えられます。消費税法による書面の保存が必要ない人も、所得税や法人税の申告のために請求書等を保存する場合があります。

2 当社の書面での対応（原則的な方法）

ご注文のときにお渡しする「印刷依頼書（お客様控）」をインボイスとして扱い、新たに当社の登録番号、税率ごとの合計額、税額を表示します。あわせて、webでの明細確認についても、同様の表示を加える予定です。

一方、料金のお支払いを示す支払明細書（領収書）には税額の表示がないため、単独ではインボイスの要件を満たしません。仕入税額控除を受けるためには、印刷依頼書（お客様控）を保管してください。

（ただし当社では店頭での受付を休業しており、現金の受領証としての領収書の発行実績はほとんどありません。銀行振込等でのお支払いの場合は、従来通り収納機関の領収書を保存していただくこととし、当社で改めて発行しません。）

(お客さま氏名) Millay Printeq 様		*EditNetプリンテック 印刷依頼書(お客様控)* 2023年10月00日 (00:00) T5010901001867	
		登録番号を新たに記載します。	
オーダナンバ：202399999999			
ご注文の内容（部数、ページ数など） (略)			
料金の明細			
明細名	金額		
印刷料	11000	内	
遊び紙用紙代	356	内	
配送料	550	内	
小計11906円+外税0円 合計11910円(10円未満四捨五入)			
上記のうち 税率10%対象 11910円 税額 1082円			
現状はほとんどの料金を税込金額で設定しているため、通常は税額の記載がありません。			
今回、税額、税率ごとの金額、税額を新たに記載します。 当社では総額の10円未満を四捨五入するため、四捨五入後の金額が消費税法上の税込価額となり、それを割り戻した金額がインボイスに記載する消費税額となります。 ※一部または全部が税抜価格の設定の場合、「外税」の額と一致しないことがあります。			

図1 印刷依頼書（お客様控）での対応イメージ

※実際の書式を簡略化しています。また、今後変更になることがあります。

3 当社の書面での対応（ポイント使用の場合）

料金のお支払いにポイントを使った場合、当社ではポイントを税込価格からの値引きとして扱っているため、本来であればインボイスにその旨を記載することとなります。

ところが、当社のシステムでは印刷依頼書（お客様控）の段階でポイント进行处理していないため、ポイントについては支払明細書（領収書）に所定の事項を表示することとします。

ポイントの扱いが記載された支払明細書（領収書）は消費税法上の適格返還請求書になるため、印刷依頼書（お客様控）と合わせて保存してください。

通常は銀行やコンビニ店など、収納機関の領収書を当社の領収書に代えるため、改めて領収書は発行していません。インボイスが必要な場合は、ご注文のときにお申し出ください。

ただし、ポイントの値引き額が1万円未満の場合、当社に適格返還請求書の発行義務がないため、原則として発行しません。

(お客さま氏名) Millay Printeq 様		*EditNetプリンテック 支払明細書(領収書)* 2023年10月00日(00:00)	
ご精算オーダー一覧			
オーダーナンバ	金額	タイトル等	
202399999999	11910	こちら世田谷区砧公園前印刷所	
小計	11910		
ポイント充当	1000	(使用ポイント 200)	
領収額	10910		
クレジット	10910		

ポイント充当分 1000円は税込価格からの値引きとし、税率10%
90円を含みます。 T5010901001867

ポイントを使った場合、領収書にポイント分の税込値引額、税率、
税額、登録番号を新たに表示します。
この領収書は消費税法上の適格返還請求書になるため、印刷依頼書
(お客様控)と合わせて保管してください。
ただし、通常は収納機関の領収書を当社の領収書に代えるため、改
めて領収書を発行しません。インボイスが必要な場合はお申し出く
ださい。

図 2 支払明細書（領収書）での対応イメージ

※実際の書式を簡略化しています。また、今後変更になることがあります。

(参考)

適格請求書の記載事項とお客さま側で考えられる対応について

1. 通常のご注文の場合

お客さまに保存していただく書面等	印刷依頼書（お客様控）がインボイスになります。また、web サイトの料金明細表示も、インボイスとして使えるように順次対応を行います。 (通常はこれに加え、料金の支払いの証拠となる通帳やカードの明細書なども保存してください。)
登録番号等の記載	当社の登録番号 T5010901001867 印刷依頼書（お客様控）に新たに記載します。
日付の記載	(1)印刷依頼書（お客様控）(2)支払明細書(領収書) (3)カードの明細書や銀行の通帳 (4)納品書 のうちから、お客さまの普段の実務に合わせて適宜対応ください。
税率、税額等の記載	印刷依頼書（お客様控）において、新たに 「上記のうち 税率 10%対象 12000 円 税額 1090 円」 の例による表示を加えますので、仕入税額控除に必要な場合はこの金額を参考に記帳してください。 (インボイスの記載事項では、税率ごとに区分した税込金額、税率、税額に対応します。)
お客さまの名称・氏名の記載	印刷依頼書（お客様控）などでは、利用申込書にお書きいただいた通りに記載します。 例えば従業員の方がお勤め先で使われる印刷物を個人名で注文して立替払いされるような場合では、利用申込書に個人名が記載されていれば、当社の書面もその通りに発行します。(この扱いは従来から変わりません。) この扱いで問題ないかについては、あらかじめお勤め先の経理担当の方にお尋ねください。 立替払いの経理処理については、それぞれの会社の実務によるものではありませんが、現在も立替金精算書などの社内処理が行われており、2023 年 10 月以降もこの処理自体が不可能になることはないと考えられます。 なお、当社の書面の宛名をお勤め先あてにする必要がある場合は、利用申込書や印刷依頼書をお勤め先名義でお書きいただく必要があります。

2. お支払いにポイントを充当した場合

お客さまに保存していただく書面等	<p>印刷料金に関する消費税の明細は、印刷依頼書（お客様控）がインボイス（適格請求書）になります。これに加えて、ポイントを料金に充当した部分の明細は、支払明細書（領収書）が値引き分のインボイス（適格返還請求書）になります。</p> <p>この2枚を合わせて保存してください。</p> <p>※ポイントの充当の明細は領収書に記載するところ、通常は当社で改めて領収書を発行しないため（収納機関の領収書がそのまま領収書になるため）、インボイスを必要とするお客さまはご注文のときにお知らせください。ただし値引額が1万円未満の場合、当社に適格返還請求書の発行義務がないため、原則として発行しません。</p> <p>※ポイント分のインボイスがない場合、実務上は、ポイントを引いた後の額を税込金額として記帳することになると思われます。（税込経理・割戻計算の場合。）</p>
登録番号等の記載	ポイント充当分の記載がある領収書には、登録番号を新たに記載します。
日付の記載	領収書の日付が当社において値引きの処理をした日付となりますが、領収書にはオーダナンバーも記載しており、印刷依頼書（お客様控）と関連付けられるようになっています。同時に保存していただく印刷依頼書（お客様控）などと合わせて、お客さまの実務に合わせて適宜ご対応ください。
税率、税額等の記載	ポイント充当の記載のある領収書には、新たに、 「ポイント充当分 10000 円は税込価格からの値引きとし、税率 10% 909 円を含みます。」 の例により、税込値引額、税率、値引き分の税額を記載します。